



税金

所得税および復興特別所得税の予定納税（第1期分）について

予定納税とは

前年分の所得金額や税額などを基に計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合には、原則、この予定納税基準額の3分の1相当額をそれぞれ7月（第1期分）と11月（第2期分）に納めることとなっています。この制度を「予定納税」といいます。予定納税額は、確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。



納付する額

予定納税が必要な人には、6月中旬に税務署から「令和6年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」が送付されています。この通知書に記載された「第1期分」の金額が納税する額です。

なお、第1期分の金額は、定額減税額に相当する金額（予定納税特別控除額3万円）を差し引いた金額です。

また、令和5年分の所得税および復興特別所得税の確定申告において、予定納税額の通知書の「電子交付」を希望した人については、予定

納税額の通知書を書面の送付に代えてe・Taxにより通知します。

予定納税の減額申請

廃業、休業または業況不振などの理由で、6月30日の現況による令和6年分の「申告納税見積額（年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額）」が、税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合のほか、予定納税額から同一生計配偶者や扶養親族（いずれも居住者に限ります）1人につき3万円の定額減税額を差し引く場合などは、予定納税額の減額申請ができます。

第1期分の予定納税額の減額申請をする場合は、7月31日(水)までに「予定納税額の減額申請書」に必要な事項を記載し、所轄の税務署に提出してください。

提出後、税務署では、その申請について承認、一部承認または却下のいずれかを決定し、その結果を書面またはe・Taxでお知らせします。

※予定納税における定額減税の取扱いに関しては、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」に順次、情報が掲載される予定です。

※予定納税額の減額申請書をe・Taxで提出する人のうち、税務署から送付される減額申請の承認通知書などの「電子交付」を希望

した人については、減額申請の承認通知書などをe・Taxにより受け取ることができます。

予定納税額の納付方法

・振替納税をすでに利用している人
振替日は9月30日(月)です。振替日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。

※残高不足などで引落しができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかる場合があります。

・振替納税をこれから利用する人
初回のみ「振替依頼書」を所轄の税務署へご提出ください。

なお、「振替依頼書」の処理には時間を要しますので、早めの提出をお願いします。

「振替依頼書」は、自宅からe・Taxで提出することができます。詳しくは国税庁ホームページ「振替依頼書及びダイレクト納付利用届出書（個人）」のオンライン提出について」をご覧ください。

その他のキャッシュレス納付

納期限（9月30日(月)）までに納付手続きを行ってください。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。
・ダイレクト納付（e・Taxによる口座振替）
・インターネットバンキングなどを利用した電子納税
・クレジットカード納付（※1）
・スマホアプリ納付（※2）

※1 クレジットカード納付は決済

手数料がかかります。

※2 スマホアプリ納付は納付金額30万円以下に限ります。

確定申告の際には、予定納税額の申告書への記載を忘れずに

確定申告の際には、申告書に予定納税額（第1期分と第2期分の合計額）を記載する必要がありますので、記載忘れにご注意ください。

「定額減税特設サイト」

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>



「振替依頼書及びダイレクト納付利用届出書（個人）」のオンライン提出について」

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/online.htm>



「国税の納付手続（納期限・振替日・納付方法）」

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/notu/01.htm>



問紋別税務署

☎0158・23・2191



社会福祉

受給者証などの更新について

「国民健康保険」被保険者証（兼高齢受給者証）の更新

現在、国民健康保険に加入している人の国民健康保険被保険者証（70歳以上の被保険者については被保険者証兼高齢受給者証）の有効期限は令和6年7月31日(水)までとなっています。

新しい被保険者証は、7月中旬に送付しますので、8月以降に医療機関を受診する際にご使用ください。

有効期限の切れた被保険者証は、役場庁舎別館の保険給付係窓口まで返却いただくか、悪用されないよう処分をお願いします。

※新しい被保険者証の有効期限は、令和7年7月31日までとなっています。

重度心身障害者医療費受給者証・ひとり親家庭等医療費受給者証・子ども医療費受給者証の更新手続

重度心身障害者医療費受給者証（緑色のカード）・ひとり親家庭等医療費受給者証（黄色のカード）・子ども医療費受給者証（青色のカード）については、有効期限が令和6年7月31日(水)までとなっています。

新しい受給者証については、世帯の所得状況などを確認後、7月下旬

に郵送いたします。

なお、中学生以上の子ども医療費受給者証については、現在お持ちの受給者証が引き続き使用できますので、更新の手続きなどは不要です。

事前に書類の提出が必要な人

① 令和6年1月1日に雄武町に住民登録をしていない人は、住民登録していた市区町村の課税証明書など（令和5年中の所得額および住民税の課税または非課税区分が分かるもの）の提出が必要になります。

② ひとり親家庭等医療費受給者証の対象者で、高校卒業後、進学などにより20歳未満の子どもを扶養している場合は、在学証明書などを提出してください（引き続き対象になります）。

なお、すでに在学証明書などを提出されている場合は、手続きなどは不要です。

問地域福祉課保険給付係

巡回児童相談について

北見児童相談所による巡回児童相談が次の日程で開催されます。なお、相談を希望する人は事前の申込みが必要になります。

開催地

役場庁舎別館 大会議室

開催日

10月7日(月)～9日(水)

対象者

18歳未満の児童とその保護者

相談内容

専門の相談員と判定員がさまざま

なサポートを行います。

主なサポート内容

・療育手帳などの判定
・18歳未満の児童の心や体に関する相談
・学校や家庭での問題についての相談
・言葉の障がい、身体の障がいなどに係る相談
・そのほか、児童に関する相談

申込方法

聞き取りによる家庭調査票の作成や、就学校への生活状況の確認が必要となりますので、地域福祉課社会福祉係まで問い合わせください。

※希望者が多い場合や相談内容によっては、ご希望の日程から調整させていただきます。

申込期限 8月16日(金)

問地域福祉課社会福祉係

北海道戦没者追悼式について

北海道主催の「北海道戦没者追悼式」が挙行されます。

当日は戦没者に対し、それぞれの職場やご家庭などで正午から1分間の黙とうをお願いします。式典の様子はYouTubeでもライブ配信されます。

日時

7月31日(水) 11時53分～

場所

北海道立真駒内公園屋内競技場真駒内セキスイハイムアイスアリーナ(札幌市南区真駒内公園1-1)

問地域福祉課社会福祉係

Information

《ホテル日の出岬》雄武町観光開発（株） 令和5年度 収支決算概況

①収入の部		2億 9,021万5千円
・営業収益		2億 6,504万6千円
宿泊収入		9,419万1千円
入湯収入		3,844万5千円
レストラン・宴会収入		1億 1,857万4千円
売店・自販機等収入		1,383万6千円
・営業外特別収益		2,516万9千円
営業外収益		370万2千円
運営補助金		1,770万0千円
受取補助金		376万7千円

問産業振興課商工観光係

②仕入の部（材料仕入等）		4,826万8千円
③管理費の部		2億 3,872万0千円
・人件費（給与、賃金、法定福利費等）		1億 1,376万4千円
・業務費（備品消耗品、衛生費等）		3,927万5千円
・施設管理費（光熱水費、修繕費、委託等）		7,444万4千円
・入湯税、雑費等		759万4千円
・営業外費用（減価償却費、支払利息等）		343万7千円
・法人税等		20万6千円
④当期利益金額（①－②－③）		322万7千円